

令和6年度 文教委員会資料

【陳情第64号】

「NPO法人」の寄付金の開示を求める陳情について

資	料
---	---

 特定非営利活動法人の制度について

参考資料

 対象の特定非営利活動法人の概要について

市 民 文 化 局

(令和6年11月21日)

1 NPO法人制度の概要

- 特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法が定めた要件によって設立された、不特定かつ多数のものの利益のために活動する法人格を持った団体のことです。
- NPO法人を設立するためには、その団体が法の要件を満たしているかどうかを確認する、都道府県知事又は政令指定都市の長（所轄庁）の認証が必要で、所轄庁による認証の後、法務局の登記をもって成立します。



1-1-1 NPO法人制度について簡単に教えて下さい。



社会の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されています。

これらの団体の中には、法人格を持たない任意団体として活動しているところも多数あります。そのため、銀行で口座を開いたり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがあります。

法は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得する道を開くための法人格付与制度です。



1-1-3 認証の法的性質とは何ですか。認証された法人は信頼できる法人といえますか。



「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかと
いうことを審査し確認をしてその判断を表示する行為として
一般的に使用されているものです。法では、設立要件の判断にお
いて所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、所轄庁は団体
の申請が法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときに
は、認証しなければならないとされています。また、その確認手
段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とさ
れています。

このため、所轄庁の認証によってその団体の信頼性が保証される
ものではありません。公開されている情報などをもとにして、市
民一人一人が判断することが求められています。

【Q&Aの出典：「内閣府NPOホームページ」より抜粋】

2 情報公開の義務

- NPO法人は、事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿及び社員名簿（10人以上）（以下「事業報告書等」という。）を毎事業年度初めの3か月以内に作成し、事務所に備え置き、利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。
- NPO法人は、前年度の貸借対照表を定款に定める方法で公告しなければなりません。
- NPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出しなければならず、所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について、閲覧の請求があったときは、これらの書類（名簿については個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）を閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

Q 1-1-7 NPO法人の情報公開については、どのような制度となっていますか。【第10条、第28条、第30条】

A 法人運営の自主性を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。そのため、ほかの法人制度には例をみないような情報公開制度が整備されています。具体的には、

1. 認証申請時における所轄庁での公表・縦覧制度(法10)
2. 利害関係人に対するNPO法人の事務所における事業報告書等の閲覧制度(法28)
3. 一般人に対する所轄庁での事業報告書等の閲覧制度(法30)

※ 本市においては、事業報告書等及び定款を本庁舎2階のかわさき情報プラザにおいて、閲覧に供しています。また、内閣府が運営する「内閣府NPOホームページ」でも事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限り、また、名簿を除く。）及び定款を掲載しています

Q 2-5-7 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、
謄写できる書類は異なることがありますか。【第28条3
項】

A NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写
できる書類は、基本的には同じです。

ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人
から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿(法第30条)ですの
で、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間について
は、事務所でのみ閲覧が可能になります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写
が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有する
のは、社員、その他の利害関係人に限られます。

Q 1-1-9 NPO法人に対する所轄庁の監督はどのような場合に
行うのですか。【第41条、第42条、第43条】

A 法においては、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、
市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づくNPO法人
の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、NP
O法人に対する監督においても行政の関与を極力抑制しています。

しかし、必ずしもこのような措置だけでは解決できない事態も予
想されることから、最後の是正手段として、必要最小限度の所轄
庁による以下の3つの監督規定が設けられています。

1. 法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき
に行う報告徴収及び立入検査(法41)
2. 法人が法第12条第1項に規定する認証基準を満たさなくなった
ときや法令等に違反したとき、又は法人運営が著しく適正を欠
くと認めるときに行う改善命令(法42)
3. 改善命令に違反した場合であって、他の方法によって監督の目
的を達することができないときや、3年以上にわたって事業報
告書等を提出しないときや、法令違反の場合において改善命令
によってはその改善を期待することができないことが明らかで
あり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができな
いときに行う認証の取消し(法43)

当該事業年度の期間を記載してください。

××年×月×日から××年×月×日まで

科目は適宜、追加してください。

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○○
(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	300,000	400,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		1,300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
○○○○受取補助金	800,000	1,300,000	
4. 事業収益			
△△△△事業収益	1,000,000		
□□□□事業収益	750,000	1,750,000	
5. その他収益			
受取利息	1,200		
雑収益	500	1,700	
経常収益計			4,751,700
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,586,000		
臨時雇賃金	975,000		
法定福利費	2,500		
福利厚生費	200,000		
人件費計	2,763,500		
(2) その他経費			
会議費	79,000		
旅費交通費	215,500		
消耗品費	113,700		
減価償却費	200,000		
支払利息	2,850		
その他経費計	611,050		
事業費計		3,374,550	

各事業ごとに事業収益を記載する場合には、定款第5条に規定している事業名をそのまま転記し、最後に「収益」を加えてください。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けてください。

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載してください。

当該年度の事業報告書に記載されている各事業の費用額の合計額と一致することを確認してください。

事業実計				3,374,550	
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	180,000				
給料手当	735,000				
法定福利費	1,500				
退職給付費用	100,000				
福利厚生費	15,000				
人件費計	1,031,500				
(2) その他経費					
会議費	93,000				
旅費交通費	153,200				
減価償却費	10,000				
支払利息	1,500				
その他経費計	257,700				
管理費計				1,289,200	
経常費用計					4,663,750
当期経常増減額					87,950
III 経常外収益					
1. 固定資産売却益			100,000		
経常外収益計					100,000
IV 経常外費用					
1. 過年度損益修正損			100,000		
経常外費用計					100,000
税引前当期正味財産増減額					87,950
法人税、住民税及び事業税					70,000
当期正味財産増減額					17,950
前期繰越正味財産額					50,000
次期繰越正味財産額					67,950

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要です。

3 認定NPO法人の特例

- 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは、NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人で、当該法人に対して支出した寄附について税制上の優遇措置が講じられています【特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターが該当】。
- 認定NPO法人は、前事業年度の寄附者名簿を作成し、作成の日から起算して5年間、事務所に備え置かなければなりません、閲覧させる義務はありません。
- 認定NPO法人は、前事業年度の収益の明細等を記載した書類として、「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」をその他必要な書類とともに作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、閲覧させなければなりません。
- 「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」については、毎事業年度終了後3か月以内に、所轄庁に提出する必要がある、所轄庁は、請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

Q 3-1-8 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。【第44条2項1号、第54条2項、第62条】

A 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していないと認定基準を満たさないこととなります(法44【2】一)。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの三月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間(特例認定の場合は3年間)その事務所に備え置く必要があります(法54【2】、62)。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

※ 本市においては、本庁舎2階のかわさき情報プラザにおいて、「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」を閲覧に供しています。



3-9-1 認定等を受けるためには、NPO 法人は、その事務所においてどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。また、認定 NPO 法人等となった場合は、さらにどのような書類を閲覧させる必要があるのですか。【第45条1項5号、第28条3項、第54条4項】



NPO 法人は、法第28条第3項により、その社員その他利害関係人から、事業報告書等、役員名簿、定款等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これらの書類を閲覧させなければならないとされています。

認定等を受けた後は、事業報告書等、役員名簿、定款等に加えて、法第54条第4項により、

1. 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
2. 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等を正当な理由がある場合を除いては、社員その他利害関係人以外からの書類の閲覧請求があった場合においても閲覧させなければなりません。

これは、税制上の優遇措置がある認定法人については、特に資金に関して、より透明性の高い情報公開を目指すこととされているためです。

認定を受ける前と後の閲覧書類の違いは次のとおりです。

認定を受ける前と後の閲覧書類の違い

書類名	NPO法人	認定NPO法人等
事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表ほか)	○	○
役員名簿	○	○
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	○	○
認定基準等チェック表、欠格事由チェック表、寄附金を充当する予定の事業内容等	×	○
「助成金の支給の実績」を記載した書類	×	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	×	○
<u>前事業年度の収益の明細など</u>	×	○
<u>法第45条第1項第3号</u> (口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び <u>法第47条各号</u> のいずれにも該当していない旨を説明する書類	×	○

(注) 詳細は手引きの163頁(NPO法人の情報公開)、205頁(認定NPO法人等の情報公開)をご覧ください。

資金・資産の譲渡・寄附金等明細書

法人名称	特定非営利活動法人 かわさき環境保護ネットワーク	事業年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
------	-----------------------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取正会費	255,000円
受取賛助会費	35,000円
受取人会金	10,000円
受取寄附金収益	1,074,745円
施設等受入評価益	15,000円
補助金収益	1,000,000円
民間助成金収益	2,500,000円
環境保全センター運営事業収益	4,697,836円
CO2削減促進事業収益	598,143円
水質保全に関する事業収益	242,498円
野鳥観察便利帳の販売事業収益	27,500円
車両運搬具売却収益	250,000円
雑収益	1,969円
受取利息	21円
活動計算書の「経常収益計」と一致	
合 計	10,707,712円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
理事長 中原 夢太郎	1,000,000円
公益財団法人 自然環境持続化基金	2,000,000円
	円
	円
	円
合 計	3,000,000円

返済途中であれば、
当初借入額ではなく
年度末の借入残額を
記入

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
川崎市	川崎市川崎区～丁目～番～号	3,500,000円	環境保全センターの管理運営委託
全国市民活動 支援財団	東京都新宿区～丁目～番～号	2,500,000円	事業推進助成金
公益財団法人 登戸水質検査研究所	川崎市多摩区～丁目～番～号	1,000,000円	SDGs 事業推進補助金
理事長 中原 夢太郎	川崎市中原区～丁目～番～号	500,000円	寄附
(有)シンメイ	川崎市幸区～丁目～番～号	325,000円	会議室使用料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
池上株式会社	川崎市川崎区～丁目～番～号	1,250,000円	イベント企画・運営費
(有)上橋印刷	川崎市宮前区～丁目～番～号	930,500円	会報印刷費
(株)ハルヒノ	川崎市麻生区～丁目～番～号	720,000円	寄附促進コンサルティング料
明津文具店	川崎市高津区～丁目～番～号	223,414円	検査キット購入
日本郵便(株)	川崎市中原区～丁目～番～号		

「役員等へ」と「役員等から」の
双方向の取引について記載

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

ア 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
多摩 桃之助	監事の親	軽自動車売却 売却額は減価償却後の資産価値	R5.7.10	250,000円	
黒川商店	社員	販売促進のため野鳥観察 便利帳20部	R5.4.1	0円	無償譲渡
幸 梅夫	理事	事務所用プリンターを購入	R6.1.24	78,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	

【例】理事、監事、社員（正会員）、
寄附者、理事長の子、職員の妻 など

イ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
川崎 映太	理事の子	事務所	通年	0円	無償借用
中原 夢太郎	理事長	誰様用PCを借用 1,000円×20台×2回	R5.6.12 R5.10.8	40,000円	
小杉 丸子	社員	金銭貸付け	R5.4.1	200,000円	令和4年3月返済予定
中原 夢太郎	理事長	金銭借入れ	R5.7.1	1,000,000円	令和5年3月返済予定
				円	
				円	
				円	
対象日が一日の場合は該当日の日付、 対象日が複数の場合は全ての日付、 年間通して事由が発生する場合は「通年」、 期間が決まっている場合は「×年×月×日～×年×月×日」のように その期間を記載してください。					

ウ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
宮前 桜子	理事	トレーニング講座講師謝金 50,000円×2回 （源泉所得税を含む）	R5.6.22 R5.6.29	100,000円	
高津 かの子	理事	部会謝金 （決算資料作成業務）	R5.3.13	7,000円	
野川 千年	社員	CO2削減促進事業 部会謝金支払規程による 1,000円×2.50×48日	R5.3.1 ～ R6.10.31	120,000円	
末長 新作	社員	ホームページ管理・更新	通年	60,000円	
				円	
				円	
対象者1名につき1行で記載してください。 対象者が多い場合は、【取引先の氏名等】の最上段に「別紙のとおり」と記載し、 この表と同等の内容が分かる別資料を添付してください。					
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
中原 夢太郎	350,000円	××年×月×日
川崎 景子	250,000円	××年×月×日
宮前 桜子	200,000円	××年×月×日
中原 夢太郎	150,000円	××年×月×日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	950,000円	

役員、役員の親族等で、事業年度中の合計寄附金額が、
20万円以上の場合は、同一の寄附者でもまとめず、
受領年月日順に個別に記載

4 役員等に対する報酬又は給与の状況

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給 ((2) に係る部分を除く。)

氏名	職名	法人との関係	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
中原 夢太郎	理事	理事長	報酬	R5.4.1~R6.3.31	120,000 円
中原 夢太郎	理事	理事長	給与	R5.4.1~R6.3.31	960,000 円
高津 下作	事務職員	理事の甥	給与	R5.4.1~R6.3.31	900,000 円
野川 万年	イベントスタッフ	理事の子	給与	R5.7.15~R6.9.15	100,800 円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

・役員報酬
・役員がスタッフ等として勤務した場合の給与
・役員の親族への給与 等を記載します。

給与を得た職員の総数及び総額には、役員等も含まれます。

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	給 与 総 額
5	4,100,000 円

5 支出した寄附金に関する事項

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支出年月日	寄附の目的等
多摩川の生き物を守る会	川崎市中原区～	100,000 円	令和5年5月20日	環境保護事業助成金
湊流保護活動支援センター	川崎市多摩区～	100,000 円	令和5年5月25日	環境保護事業助成金
日本赤十字社	東京都港区～	10,000 円	令和5年10月9日	被災地に対する義援金
児童養護施設愛愛園	川崎市川崎区～	50,000 円	令和6年2月1日	児童養護施設児童への生活支援
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
	合 計	260,000 円		

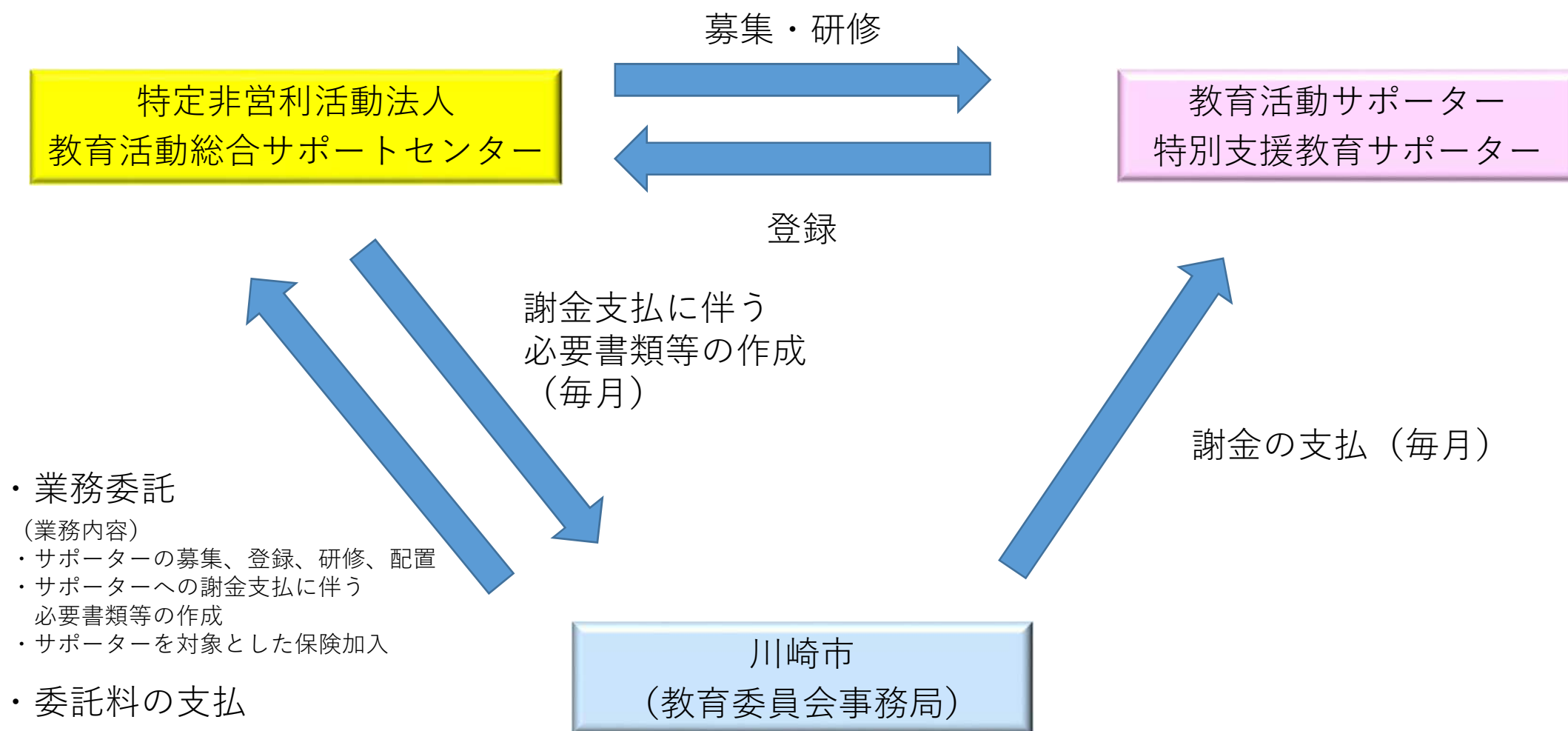
当期中に支出した寄附金のほか、助成金支給実績提出書(第33号様式)に記載した助成金についてもこの欄に記載

6 海外への送金等に関する事項

「送金等」には金銭の持ち出しも含まれる。

実 施 日	使 途	金 額
令和5年7月11日	海外支援事業視察及び現地滞在費(ベトナム)	121,520 円
令和5年8月13日	環境保護会議出席及び現地滞在費(カナダ)	366,400 円
令和6年2月2日	CO2削減事業評価及び現地滞在費(タイ)	90,315 円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円

4 各学校へのサポーターの配置について



5 陳情に対する本市の見解

○陳情の要旨

運営費の透明性、公平性から「特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター」及び「特定非営利活動法人かわさきスポーツドリーマーズ」の予算書・決算書及び寄附金、賛助金、受託金等の明細を明らかにすること。

○本市の見解

NPO法人の情報公開は、特別非営利活動促進法に基づいて行われるものであり、二つの法人については、同法に基づき必要な情報公開が行われているところです。

法律等で求められていない情報については所轄庁として提供を受けていないので開示することはできません。また、法律等で求められていないにもかかわらず、それらの情報の開示を求めることは、所轄庁として望ましくないものと考えております。

対象法人の概要

(フ リ ガ ナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン キョウイクカツドウドウゴウサポートセンター				
法 人 名 称	特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター				
主たる事務所の 所在地	神奈川県川崎市高津区下作延 5 丁目 1 1 番 8 号	その他の市内の 事務所の所在地	なし	所 轄 庁	川崎市
代 表 者 氏 名	田中 真喜男	設 立 年 月 日	平成 1 6 年 8 月 2 日		
定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	この法人は、幼・小・中・高等学校、特別支援学校等における教育課程の運営・実践上もしくは児童生徒指導上に生じた諸問題や学校外で生じる青少年の教育・福祉に係る諸問題の解決に向け、学校、家庭、地域及び関係諸機関等と連携を図りつつ、青少年の健全育成を支援するとともに、青少年を中心とした地域住民の文化・スポーツ活動を推進することで、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。				
活 動 分 野	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 子どもの健全育成を図る活動				
定 款 に 記 載 さ れ た 事 業	(1) 教育・福祉に係る相談等支援に関する事業 (2) 適応指導に関する事業 (3) 学習支援に関する事業 (4) 特別支援教育に関する事業 (5) 体験活動等に関する事業 (6) 研究研修等に関する事業 (7) 青少年の健全育成を図るための環境整備に関する事業 (8) 講演会等の企画運営に関する事業 (9) 文化・スポーツ活動の推進に関する事業 (1 0) その他、上記の目的を達成するための事業				
内閣府のページ (該当法人の部分)	https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/1060000093				

対 象 法 人 の 概 要

(フ リ ガ ナ)	トクテイヒエイリカツドウハウジン カワサキスポーツドリーマーズ				
法 人 名 称	特定非営利活動法人 かわさきスポーツドリーマーズ				
主たる事務所の 所在地	神奈川県川崎市中原区宮内 4 丁目 1 番 2 号	その他の市内の 事務所の所在地	なし	所 轄 庁	川崎市
代 表 者 氏 名	齊藤 義晴	設 立 年 月 日	平成 2 3 年 7 月 2 6 日		
定 款 に 記 載 された 目 的	この法人は、市民がライフスタイルに応じた多様なスポーツ・学習活動を生涯にわたって継続的に行い、健康で活力のある生活ができるようスポーツの振興、健康増進、生涯学習等に関する事業、特に子どもに対しては生涯学習・生涯スポーツの基盤を培う基礎的な知識や技能の習得のための学習支援（教科学習を含む）事業、さらに運動への意欲、体力・技能の向上をめざす事業などを行い、川崎市のスポーツの発展、各市民の豊かなライフスタイルの構築及び豊かな地域社会の実現等に寄与することを目的とする。				
活 動 分 野	(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動				
定 款 に 記 載 された 事 業	(1) スポーツ振興に関する事業 (2) 健康保持増進に関する事業 (3) 生涯学習に関する事業 (4) 子どもの学習支援に関する事業 (5) スポーツ及び文化施設の管理運営に関する事業 (6) 学校施設の管理運営に関する事業 (7) その他、上記の目的を構築するための事業				
内閣府のページ (該当法人の部分)	https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/106000330				